# 「PIC/S」について

# ファーマ大分事業所 松元 康法

### はじめに

我々が服用する医薬品は GMP (Good Manufacturing Practice: 医薬品の製造管理 及び品質管理の基準) という規制に従って製 造・管理されています。これは患者に安全で 有効な医薬品を供給するために定められた法 令(規制)で、1962年に米国において最初 に導入されました。日本では GMP 省令がこ れに当たり、米国には cGMP、欧州には EU-GMP, 韓国には K-GMP というように各国又 は各地域で定められています。しかし、同じ GMP という名を冠していてもマイナーな違 いがあり、各規制間で医薬品製造承認申請も 異なっているため、審査結果に互換性があり ません。そこで欧州各国を中心に薬事行政当 局が集まり、医薬品の製造及び品質管理の基 準を作成して整合性を図るとともに、相互査 察が進むよう活動を続けている団体が PIC/S (Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Cooperation Scheme: 医薬品査察協定及び医 薬品査察協同スキーム)です。今回はこれに ついて紹介します。

### 2 PIC/Sの歴史

PIC/S の歴史は 1970 年に遡ります。EFTA (European Free Trade Association:欧州 自由貿易連合) は欧州での GMP 査察の相互 承認. 調和を目的として 1970 年 10 月に PIC (Pharmaceutical Inspection Convention: 医薬品査察協定)を設立しました。これは国家 間協定で、加盟国は当初10ヶ国(オーストリア、 デンマーク, フィンランド, アイスランド, リヒ テンシュタイン,ノルウェー,ポルトガル,スウェー デン,スイス及びイギリス)でしたが,その後,8ヶ 国(オーストラリア、ベルギー、フランス、ドイ ツ, ハンガリー, アイルランド, イタリア及びル-マニア) が加わり、1995 年までには 18ヶ国と なりました。しかし、EU法の影響(欧州委員会 のみが他国との協定に署名する権限を与えられ ている)で、欧州委員会がPICに加盟しない限 り、PIC を拡大することができなくなったため、 新たに加盟国を受け入れられなくなるという 問題が生じました。そこで交渉を国家間ではな く、規制当局間にして活動を続けるために設立 された機構が PIC Scheme (Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme: 医薬品 査察共同機構)で、これと前述の PIC を総称 したものが PIC/S です。2014 年 5 月現在, PIC/S への加盟は 43 ヶ国 (47 当局) で, ア ジアでは既に台湾, インドネシア, シンガポール, マレーシア等が加盟しており、日本は2012年 に加盟申請し、2014年5月にローマで行 われた PIC/S 委員会で、韓国とともに加盟 が正式に認められました。

#### 表 1 PICとPIC/Sの違い

	<del></del> -	
	PIC	PIC Scheme
形態	協定	機構
関わり	正式な条約	非公式な取り決め
法的効力	あり	なし
参加者	国家	規制当局
目的	査察の相互承認	情報の交換

## PIC/S GMPについて

### 3.1 PIC/S GMP の歴史

GMP の起源が米国であることは先に述べ ましたが、その後、これを基に WHO (World Health Organization: 世界保健機関)が WHO GMP を作成し、1969年、加盟国に対 して GMP に基づく承認制度を採用・実施す るよう勧告しました。日本ではこの勧告を受け て,1976年より「医薬品の製造及び品質管 理に関する基準」に基づく行政指導を開始し, 1980年に厚生省令として公布、1994年には 省令改正により法令要件となりました。すなわ ちこれが日本の GMP です。一方、欧州におい ては、EMA (European Medicines Agency: 欧州医薬品庁) が 1989 年に EU GMP (EudraLex Vol.4) を制定しましたが、これよ り先んじて 1972年に PIC が WHO GMP を 基に作成したものが PIC/S GMP です。現在, 世界各国がこれを自国の GMP として取り込み つつあり、いわば世界標準の GMP と言えます。

#### 3.2 PIC/S GMP の構成

PIC/S GMPの文書体系は, EU GMPと 同じメインガイド (Part1:製剤, Part2:原 薬) 及び Annex (個別の製剤やシステムにつ いて記載)で構成されており、また、PIC/Sと EMA (EU GMP の管轄機関) の間には、どち らかが変更された場合、他方を変更する取り 決めがあるため、両者の要件は基本的に同じで す。ただし、PIC/S には EU 以外の国も加盟し ており、PIC/S GMP を改定する場合には加盟 国すべての承認が必要となるため、EU GMP より1年以上遅れて改定されるのが慣習です。

#### 3.3 日本の GMP と PIC/S GMP の差異と 対応について

日本の当局が PIC/S への加盟にあたって, 日本の GMP と PIC/S GMP とのギャップ分析 を行った結果、GMPの対象範囲が異なる(日 本では薬事法により医療用ガス及び生薬の刻 み工程が非適用)以外は、大きな違いは無いこ とがわかりました。これについては事務連絡(法 的拘束力なし)として要件に盛り込まれ、さら にグローバルな観点及び品質保証の充実の観 点から、いくつかの要件が GMP 施行通知(法 的拘束力あり)として取り込まれました(表2 参照)。なお、PIC/S GMP については、日本の 加盟後、日本の意見も反映させたものとなるた め、法的拘束力のある法令としてではなく、既 存の GMP 省令を補完するもの(法的拘束力 のないガイドライン)として扱われる予定です。

#### GMP 施行通知「医薬品及び医薬部外品の 製造管理及び品質管理の基準に関する省令 の取扱いについて」に盛り込まれた要件

1. バリデーション及び 適格性評価	: 品質リスクを考慮して実施

:毎年実施。前年の照査と 比較。 2. 年次レビュー (製品品質照査)

原薬と最終製品の適切性を 評価。原則として25℃±2℃, 60%RH ± 5%RH の条件 で、少なくとも1ロット, 12ヶ月間隔で実施。 3. 経時安定性 (オンゴーイングでの安定性試験モニタリング)

製品だけでなく原材料も保管。市場へ出荷後の不具合等,将来,品質を評価する分析試験用のサンプルとし 4. 参考品の保管

製造及び品質に関する取り 決めを行う。 5. 原材料メーカー (サプライヤー)の管理

6. リスクマネジメントの概念:ユーザー保護のために科学 的知見及び工程管理の経験 に基づいてリスク評価する。

# 最後に

PIC/S への加盟によって、メリットとして は、ユーザーの立場では安全の確保、メーカー の立場では輸出入の簡易化、行政の立場では 査察能力の向上・情報の共有化による査察の 省力化・製造販売承認の迅速化(いわゆるド ラッグラグの解消) が挙げられますが、要件の 増加に伴い、メーカー及び行政ともリソースの 負担が大きくなることも予想されます(表2 の要件への対応や GDP (Good Distribution Practice: 医薬品の物流に関する基準)の要 件化に伴う厳格な温度管理の実施等)。ただ、 GMP は常に進化し続けており、現状の要件を カバーするだけでなく、将来の変化を見通す 意味でも EU GMP の動向を常に監視し続ける ことが重要になると思われます。

- 考資料
  PC/Sホームページ http://www.picscheme.org/
  PIC/S加盟に向けたGMP調査当局の最近の取り組みについて
  平成24年12月12日 日本PDA製薬学会第19回年会
  PIC/SのGMPガイドラインを活用する際の考え方について
  事務連絡 平成24年2月1日
  PIC/SのGMPガイドラインを活用する際の考え方についての
  質疑応答集(Q&A)について 事務連絡 平成24年2月1日
  PIC/SのGMPガイドラインを活用する際の考え方についての
  一部改定について 事務連絡 平成25年3月28日
  原薬GMPのガイドラインについて 医薬発第1200号
  平成13年11月2日
- 6)
- 平成13年11月2日 平成13年11月2日 GMP省金施行通虹 業食監麻発第033001号 平成17年3月30日 GMP事例集(2013年度版) 21 Code of Federal Regulations, Parts 210 and 211 1 EudraLex-Volume 4 Good manufacturing practice (GMP) Guidelines



松元 康法 (まつもと やすのり) ファーマ大分事業所